

第24回農業委員会総会議事録

令和元年12月6日(金)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第89号から第94号)
日程第4 議事(議案第81号から第83号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (2 3 人)

1 番	稲垣 潔	2 番	横山 實
3 番	松山 宗則	4 番	永森 薫
6 番	城石 美枝子	7 番	砂原 仁志
8 番	前田 進	9 番	石庭 文男
10 番	舟木 康眞	11 番	帯刀 眞理子
12 番	土合 正夫	14 番	森 敏朗
15 番	進藤 久司	16 番	宮下 勉
17 番	村上 利之	18 番	山谷 孝芳
19 番	佐伯 瑞穂	20 番	樋上 豊
21 番	明石 茂	22 番	堀 正
23 番	水上 幸雄	24 番	齊藤 高志
25 番	大垣 秀雄		

欠 席 委 員 (2 人)

5 番	有沢 敏博	13 番	山本 克伸
-----	-------	------	-------

議事日程

第1 議事録署名人の指名

- 第2 報告第 89 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第 90 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出の受理について
報告第 91 号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第 92 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第 93 号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出の受理について
報告第 94 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

- 議案第 81 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 82 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第 83 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 福井 有希夫 主 査 青木 克憲
主 任 吉田 大樹

射水市農林水産課

主 任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後1時52分

議長（舟木会長）

ただいまから、第24回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「8番 前田職務代理」「9番 石庭委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第89号の説明）

議長（舟木会長）

報告第89号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。各案件についてご了知をお願いします。

（報告第90号の説明）

議長（舟木会長）

報告第90号農地法第3条第1項第13号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。各案件についてご了知をお願いします。

(報告第91号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第91号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

宮下委員

面積が広いが、本家なのか。それとも分家なのか。

事務局(青木)

本家である。

議長(舟木会長)

他に質疑がないようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第 9 2 号の説明)

議長 (舟木会長)

次に報告第 9 2 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長 (舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

松山委員

3 番の転用目的は〇〇住宅、5 番の転用目的は〇〇住宅となっているが、何か違うのか。

事務局 (青木)

どちらもアパートです。届出に記入されているとおりに記載しています。

議長 (舟木会長)

他に質疑がないようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第 2 条第 2 号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第 9 3 号の説明)

議長 (舟木会長)

報告第 9 3 号農地法施行規則第 2 9 条第 1 号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長 (舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」 の声起きる)

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。各案件についてご了知をお願いします。

（報告第94号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第94号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

堀委員

〇〇地内の基盤整備について、〇〇の解約が出ているが、個人間の利用権設定はなかったのか。基盤整備の場合はこのような手続をしなければいけないのか。

事務局（青木）

個人間の利用権設定はなかった。また、地番及び地積の変更でいいのではないかと事務局より確認したが、旧地番での解約と新地番での設定をしてほしいということで、今回の手続となりました。

議長（舟木会長）

他に質疑がないようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了知をお願いします。

議長（舟木会長）

次に日程第4、本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

（議案第81号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第81号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書の23ページをご覧ください。
今回は5件ございます。

【議案第81号について議案書をもとに朗読】

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

永森委員

1番の〇〇さんが譲り受ける面積は、報告第90号にあった面積と異なっているが、残りは別の方が譲り受けるのか。

事務局(青木)

今回のものは報告第90号のものとは別の事案である。先の報告第90号のものは、後日、3条の議案として提出される予定である。

議長(舟木会長)

他に質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。
議案第81号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手です。
よって、議案第81号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

(議案第82号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第82号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書 24 ページの議案第 82 号をご覧ください。
今月の農地法第 5 条の許可申請は 1 件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 82 号について議案書をもとに朗読】

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

議案第 82 号の 1 番について、水上委員より説明をお願いします。

水上委員

議案第 82 号の 1 番について説明します。
申請人は〇〇市内で祖母と母と妻とともに暮らしています。
もうすぐ子供が生まれることから、現在居住している住宅では手狭になります。介護の問題や母、祖母の手掛ける畑の手伝いをするため、候補地を検討したところ、実家に隣接する母が所有の申請地で建築することで承諾を得られたため、今回転用申請するものであります。
今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。
これより、本議案についての質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。
議案第 82 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。
よって、議案第 82 号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

(議案第 8 3 号説明・表決)

議長 (舟木会長)

次に、議案第 8 3 号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局 (矢野)

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画 (案) の内容を説明】

議長 (舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

(「なし」の声起きる)

議長 (舟木会長)

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
議案第 8 3 号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 (舟木会長)

挙手全員であります。
よって、議案第 8 3 号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長 (舟木会長)

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。
委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。
以上をもって第 2 4 回総会を閉会します。

閉会時刻 午後 2 時 5 2 分

その他協議・報告事項

農業委員会新年懇談会の開催について

日 時 令和2年1月31日(金)午後6時より
場 所 ○○
会 費 ○○
来 賓 市長、議長、産業建設常任委員長、産業経済部長
後日、委員あてに案内状を送付します。

農業委員会活動記録簿について

次回開催場所と時刻について

- ・開催日 1月8日(水)午後2時から
- ・会 場 大島分庁舎大会議室

配布資料

- ・のうねん 2019年11月号
- ・農業委員会手帳

その他

- ・農業委員会組織による「令和元年台風第19号等災害義援金」の募集について

第二十四回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 令和元年十二月九日
至 令和元年十二月二十七日